



県 章

滋賀県公報

平成 22 年（2010 年）
3 月 23 日
号 外 （ 3 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年 3 月 23 日

滋賀県監査委員	佐	野	高	典
〃	平	居	新	司 郎
〃	山	田		実
〃	宮	村	統	雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 県出資法人の財務事務の執行について
- 2 監査実施期間 平成20年 8 月 28 日から平成21年 3 月 5 日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成21年 3 月 24 日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容
 - (1) 草津川放水路事業に係る資金精算スキームについて（滋賀県土地開発公社）

ア 監査の結果

県が土地開発公社へ貸し付けている短期貸付金の償還が、平成 19 年度まで出納整理期間中に行われていたことは、出納整理期間の趣旨を逸脱した不適切な財務処理である。

土地開発公社が外部の金融機関から一時的に融資を受け、貸付金の償還を年度内に行うこととしても、利子部分が県外部に流出するという課題が残ることから、県外部に資金が流出しないような方策を検討すべきである。

イ 改善措置等の内容

出納整理期間を利用した処理については、土地開発公社の金融機関からの一時的な借入れを発生させないための処理であったが、総務事務次官名により各都道府県知事あてに通知された「平成 20 年度地方財政の運営について」において、「外部団体等に対する短期貸付金については、会計年度独立の原則や出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう適正な財務処理を図ること」とされたことから、平成 20 年度貸付分から、年度内に償還を行う処理方法に改めたところである。

また、年度内に償還を行うための財源については、県外部の金融機関から借入れするほかなく、また、借入れに伴い発生する土地開発公社の支払利息については、県が負担すべきものであり、適正な支出であると考えているが、土地開発公社に対し、利子負担ができる限り少なくなるよう金融機関との交渉を依頼しているところである。

- (2) 彦根港港湾関連施設用地に係る滋賀県からの貸付金利子について（滋賀県土地開発公社）

ア 監査の結果

公社は、彦根港港湾関連施設用地の先行取得に当たり、県から有利子の貸付を受けている。決算書においては利子の支払時期にかかわらず会計上の支払利息を計上すべきであるが、平成 19 年度決算においてこれらの計

上漏れが発生している。

公社は、経営実態を適確に表すため、法定決算書類の適切な作成が必要である。

イ 改善措置等の内容

当該借入金は用地取得資金として県から借り入れたものであるが、契約上利息の支払いは土地の買戻し時に元金償還と併せて行うこととなっており、買戻しされていない用地については、買戻しの時期やその際に県へ支払う利息が確定していないことから、未払となっている利息は貸借対照表に計上していなかったところである。

今回の報告を受け、公社の財政状態をより明確化するため、平成20年度決算処理において、平成20年度までの各年度末借入金残高に係る未払の経過利息を長期未払金および公有用地に計上したところである。

(3) 滋賀県から土地開発公社に対する無利子貸付について(滋賀県土地開発公社)

ア 監査の結果

県からの依頼による先行取得用地の取得財源のうち、86億円は県からの無利子貸付によっているが、業績の悪化など無利子貸付を行うことが正当化される状況ではないと考えられるため、県の一般会計における当該取り扱いに経済合理性があるとは言えない。

県は土地開発公社への貸付金に対して資金コストが発生していることを失念し、無利子での貸付を継続してきたものとする。県は土地開発公社への貸付金に対して利子を徴すべきである。

イ 改善措置等の内容

土地開発公社へ先行取得を依頼した用地を依頼元が買戻すときは、用地費や事務経費、買収財源の調達経費など、用地買収に要した経費の合算額により取引が行われる。

県が土地開発公社へ公共用地の先行取得を依頼する場合は、県からの貸付金を財源として用地買収を行っていることから、貸付金に対して県が利子を取れば、利子分だけ県の買戻金額が上がることになる。

以上のことから、将来、県が買戻す際の財政負担を軽減するために、従来から無利子により貸付けを行っているところであり、この方法により特段の経費が掛かるものではないことから、引き続き無利子貸付により行っていきたいと考えている。

(4) 公社に対する支援について(財団法人滋賀県環境事業公社)

ア 監査の結果

クリーンセンター滋賀は、旧処分場の閉鎖にともない新たに計画された処分場であり、年67千トンを受け入れ可能として、建設されたものであるが、その後の環境等の変化により、現状では最大で20千トン程度の受入れであり、開業当初はこの受入見込量も確保できないと考えられている。

このような状況の中で、公社経営は非常に厳しいと予測されるが、公社はクリーンセンター滋賀の開業後3年程度の間、実際の受入状況や企業立地の動向を見極めながら経営計画を策定していくこととしており、現時点での経営計画は作成されていない。

平成19年6月に制定された地方財政健全化法において、第三セクターの損失補償について、新たな仕組みづくりが検討されており、県の損失補償により公社が金融機関から資金を調達することは困難であると予測されること、また、金融機関等からの借入金等については、事業を廃止したとしても支払わなければならないものであるため、タイムスケジュールを明確にし、計画的かつ早急に新たな支援策を策定すべきである。

イ 改善措置等の内容

県内には民間の産業廃棄物管理型最終処分場がなく、廃棄物の適正処理や企業誘致のための産業基盤の確保、さらには大規模災害時の対応などの観点から、公共関与による安全で安心な施設であるクリーンセンター滋賀は、必要不可欠な施設であると考えている。

したがって、(財)滋賀県環境事業公社の安定的な経営を確立するため、平成22年度に経営改革の方針として、営業方法やさらなる経費削減方策、廃棄物受入条件の緩和方策、公共関与による支援方策等のあり方について検討し、この方針を踏まえ、平成23年度に公社において中期経営計画を策定し、経営基盤の確立を図っていききたい。

(5) 指定管理に係る指定管理料参考額算定について(社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団)

ア 監査の結果

平成18年度からの指定管理料参考額算定は、総務部長通知に基づき、人件費については、標準単価により積算することとされ、必要人員数・職員構成については、各施設の事業量等を踏まえ適切に見込んで算定することとなっていた。

しかし、日野溪園の積算においては、職員構成について、人件費単価の高い上席者を増加させている。県は、

将来の施設の移管を踏まえ、人件費削減には一定期間が必要であるため、激変緩和として適正に算定したものと考えている。

当該激変緩和措置は、急激な人件費削減の困難性に伴う政策的な判断によるものであるが、上記通知の趣旨は民間事業者の参入を想定した指定管理者の制度趣旨から求めているものであり、政策的な判断を容認したのではなく、指定管理料参考額算定に考慮すべき事項ではない。政策的な判断については、別途透明性をもった手当てが考慮されるべきである。

イ 改善措置等の内容

平成21年度からの指定管理料参考額の人件費の算定に当たっては、県の共通の算定方法（平成18年度および平成19年度の実績から算定）に基づき算定している。

(6) 団体の事業における経済性・効率性の欠如について（財団法人滋賀県動物保護管理協会）

ア 監査の結果

県は動物保護管理業務を団体に委託しているが、団体職員は全員、団体が採用したのにもかかわらず、給与等は県職員と同様の処遇である。県は人件費に係る消費税を上乗せして委託費を支出しているため、経済的観点からは、直営よりも経済的・効率的に実施する要因が見出すことはできず、団体が業務を実施する合理的理由が乏しいものと考えられる。

現状では、団体の自主性・自立性およびその存在意義は乏しいと言わざるを得ない。今後の対応として、団体のあり方を根本的に見直す必要があり、団体運営に経済的合理性が見出せないのであれば、県の直営方式を検討すべきである。

団体を存続させるのであれば、その解決策として、固有職員の現在の処遇を維持した上で、団体職員数の見直しによる人件費の見直し、団体の経営努力によりコスト削減を行い、余剰金を発生させるインセンティブの仕組みを検討する必要がある。

イ 改善措置等の内容

動物保護管理委託業務については、将来的には県の直営化を行うこととし、平成23年度までに移行に向けた方針を定める。それまでの間は業務の効率的な執行を図るため、段階的に業務の縮小を進める。

(7) 団体の債務超過の解消と中期計画の策定について（財団法人滋賀県動物保護管理協会）

ア 監査の結果

団体は正味財産が少なく、剰余金が発生しない財務構造のため、正味財産増減計算書上、退職給与引当金繰入額相当額が赤字要因となり、現状では債務超過となっている。

団体は債務超過の解消方法について具体的な取組はされておらず、債務超過の解消を踏まえた中期計画も策定されていない。「新外郭団体見直し計画」に記載されているとおり、早急に債務超過の解消等を踏まえた中期計画を策定する必要がある。

債務超過の解決策として、団体の財務構造を変革し、少しでも自主性・自立性を確保するために自主事業の実施可能性を検討するか、直接的な赤字要因である退職給与引当金の繰入額相当額を委託費に上乗せすることを県と交渉することなどが考えられる。

イ 改善措置等の内容

債務超過の解消策について、公益法人制度改革に伴う公益法人または一般法人への移行も踏まえ、平成 23 年度までに、委託業務の県の直営化に向けた方針とあわせて検討する。

(8) 団体に対する委託業務の積算根拠の欠如について（財団法人滋賀県動物保護管理協会）

ア 監査の結果

県が団体に委託した業務について、実施する際の仕様書がなく、委託内容の積算根拠が示されていない。委託事業としての必要な業務量を設定し、その結果を分析した上で、次年度以降の事業計画に活用するなどの仕組みを検討する必要がある。

イ 改善措置等の内容

団体への委託にあたっては、前年度の苦情件数や犬ねこの収容頭数などを踏まえ業務量を設定し、最少限の人件費および一般管理費を算出し、経費の削減、効果的な事業の実施に努める。

(9) 滋賀食肉センター設立に係る事業スキームが公社の財政状態に与える影響について（財団法人滋賀食肉公社）

ア 監査の結果

食肉センター設立に係る事業スキームに関して、公社が金融機関から37億円の食肉センター整備事業費を借り入れ、施設整備を行った結果、平成 19 年度の決算において債務超過に陥っている。これは、県の補助金の一括払いがされていないことにより、借入金の返済を県が 30 年かけて補助するという制度から生じたものである。

財務的には、食肉センターの操業以降しばらくの期間、県の借入金の償還補助金よりも施設の減価償却費が先行することになるため、当面の間、債務超過をきたすこととなった。

平成7年当時、県の厳しい財政事情を考慮し、公社の信用力、担保力の面から、金融機関より多額の借入れをするために、県の損失補償が必要であったとすることについて、経済的合理性がないとは言えない。だが、当時は食肉センターの事業主体をどうするかを議論することに終始しており、県が選択した事業スキームが、公社の財政状況に与える影響までは十分に検討されていなかったことが問題である。

仮に、食肉センターの事業スキームを県の直営方式とした場合、県が食肉センターの施設を直接所有し、施設の維持管理を団体に委託する運営方式などが考えられる。この方法によれば、県は損失補償を行う必要がなく、公社には固定資産が計上されず、多額の減価償却費を計上しないため、公社の財務状況が悪化し、債務超過に陥ることを防止できたと考えられる。

イ 改善措置等の内容

食肉センターは、県民への安全で安心な食肉の提供、本県畜産の振興を目的とした公共性、公益性の高い施設であることから、生産・流通・販売・行政の関係者で長年協議し、公設民営による運営方式でスタートしたものであり、この事業スキームは継続すべきものとする。

なお、公社の債務超過については、平成25年11月末に期限を迎える公益法人制度への移行にあわせ、その解消に向けた具体的な対応策の検討を進めていきたい。

(10) 株式会社滋賀食肉市場の債務超過の解消と中期計画の策定について(株式会社滋賀食肉市場)

ア 監査の結果

会社は平成19年度の業績悪化により債務超過となっているが、平成20年度に入り、公社の経営健全化対策事業に伴い、経営改善計画書を作成し、公社に提出している。だが、中期計画は作成されていないため、県、公社、会社がそれぞれの立場により経営改善に向けた検討を進め、早急に会社の債務超過の解消と抜本的な経営健全化計画の見直しを実施する必要がある。

中期計画の策定に際しては、県は、資金的な支援として貸付金の増額や公社および会社の事業に対する支援方針を具体的に明示し、公社および会社は他府県の同業団体の事業分析と公社、会社を一体化した事業計画の大幅な見直しにより収入基盤の開拓や人件費および経費の一層の削減を行う方策を検討する必要がある。

この他、公社、会社の事業の継続性を踏まえた食肉センターのあり方(会社の事業縮小、公社と会社の経営統合の可能性等)を検討する必要がある。また、他府県等で設置された食肉市場等のあり方検討委員会での検討結果を参考にし、食肉センター利用者や学識経験者等の外部専門家の提言を受けたり、公認会計士による会計監査の導入を図るなどの措置を検討する必要がある。

イ 改善措置等の内容

食肉センターの安定運営を目指し、平成21年2月から外部専門家に経営コンサルタントを依頼し、経費削減や収入基盤の拡大に向けた問題点の洗い出しを行った。

その中で、会社は、県の補助金に頼らない経営改善計画を早急に策定し、痛みを伴う費用の削減を自ら実施することで、収益の増加対策についての関係者の理解を得る必要があるとしており、スピード感をもって出来ることから年度途中であっても実施することを促している。

会社は、平成22年度から平成26年度までの5年間の経営改善計画を策定し、平成22年2月の役員会で承認されたところである。この計画には、衛生面や米国等外国輸出認定施設としての強みを活かした収入増加策や、業務改革も含めた経費削減策についての具体的な対応策が講じられている。

(11) 畜産課における会社の業務・会計実地調査報告書について(株式会社滋賀食肉市場)

ア 監査の結果

所管課では公益法人事務処理要綱第10条2項に基づき、原則として年1回、外郭団体の業務・会計実地調査を行い、公益法人については業務・会計実地調査の検査項目や報告書の様式を定め、「公益法人検査報告書」を作成している。

会社についても、公益法人に準じて検査を行い、「団体等検査結果報告書」を作成しているが、公益法人のように業務・会計実地調査の検査項目や報告書の様式は定められておらず、検査した項目も非常に少なく、検査結果も結論しか記載されていない。さらに、平成19年度は会社の業務・会計実地調査が実施されていなかった。

すみやかに業務・会計実地調査の検査項目や報告書の様式を定めるとともに、検査結果を説明するための検査調書を記録として残しておく必要がある。

イ 改善措置等の内容

県は、県の関与の割合が高い出資または出捐する法人に関しては、出資法人への関与に関する要綱を定め、

法人の経営状況を常に把握するとともに、自主性を尊重しつつその経営が適正かつ効率的に行われるよう必要な助言を行ってきており、所管課としても公益法人に準じて定期的に検査を実施してきたところである。

社会経済情勢の変化に対する柔軟な対応や、適切かつ健全な経営が行われるよう、検査項目や報告書の様式の充実を図り、引き続き適正な助言や検査に努めていきたい。

なお、業務・会計実地調査は平成20年度および平成21年度については実施済みである。

